

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター管理規則
根拠条項	第2条第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	北海道立工業技術センター管理規則第2条第2項 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、工業技術センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、工業技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。
処分基準	設定しない。(処分基準が法令の定めに尽くされているもの)  北海道立工業技術センター管理規則第2条第1項 入館者は、工業技術センターの利用につき、北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号。以下「条例」という。）、この規則及び条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従うほか、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。 （2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
処分担当課	北海道立工業技術センター（電話番号：0138-34-2600）
問い合わせ先	北海道立工業技術センター（電話番号：0138-34-2600）
備考	